

## 奥州湖周辺エリア活用整備構想策定業務 公募型プロポーザル実施要領

この要領は、奥州市（以下「市」という。）が実施する「奥州湖周辺エリア活用整備構想策定業務」に係る委託事業者の選定にあたり、業務の履行に最も適した民間事業者等を公募型プロポーザル方式により選定するため、応募及び審査に必要な事項を定めるものである。

### 1 業務の概要

(1) 業務名

「奥州湖周辺エリア活用整備構想策定業務」

(2) 業務の内容

「奥州湖周辺エリア活用整備構想策定業務特記仕様書」（別紙）による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和6年3月22日まで

(4) 委託料の予算額と契約行為

当該業務に係る委託料の予算額は14,800千円（消費税及び地方消費税を含む）である。よって、提案できる見積額は14,800千円（消費税及び地方消費税を含む）の範囲内とすること。なお、企画提案による選定者は、本業務の随意契約者として特定するが、契約条件について相互確認のうえ、改めて見積を依頼するものとする。

(5) 成果品の内容

「奥州湖周辺エリア活用整備構想策定業務特記仕様書」（別紙）による。

### 2 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

(1) 登山、サイクリング、パドルスポーツ、スノートレッキングなど複数のアウトドアアクティビティに精通のうえ、それに関連した自治体の整備構想等の策定等に類する業務の実績を、過去5年間（平成30年4月から令和5年3月まで）において有している者

(2) 法人及びその他の団体又はその代表者が次のいずれにも該当しないこと。

ア 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがある者、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがある者

ウ 奥州市暴力団排除条例（平成27年奥州市条例第20号）に基づく奥州市暴力団等排除措置要綱（平成27年奥州市告示第26号）第3条の規定に該当する者

エ 奥州市営建設工事に係る指名停止措置基準（平成18年奥州市告示第72号）及び奥州市物品の製造の請負又は物品の買入りに係る指名競争入札参加者の資格及び指名等に関する要綱（平成18年奥州市告示第5号）に基づく指名停止措置を受けている者

オ その他、受注者として不相当であると認められる者

### 3 プロポーザルの手続等

(1) 担当部署

住所：〒023-8501 岩手県奥州市水沢大手町一丁目1番地

奥州市 政策企画部 政策企画課

電話：0197-34-2125

電子メールアドレス：seisaku@city.oshu.iwate.jp

(2) スケジュール（現在の予定であり、変更する場合は、参加表明書提出者へ別途通知する。）

項目	日程
ア 募集要領等の公表	令和5年5月29日（月）
イ 質問書の提出期限	令和5年6月8日（木）
ウ 質問に対する回答	質問書到着日から3日以内
エ 参加表明書等提出期限	令和5年6月12日（月）
オ 資格審査結果の通知	令和5年6月16日（金）
カ 企画提案書等の提出期限	令和5年6月26日（月）
キ 審査会（プレゼンテーション）	令和5年7月5日（水）
ク 選定結果の通知、公表	令和5年7月10日（月）
ケ 契約締結	令和5年7月中旬予定

(3) 募集要領等の配布期間、配布場所及び配布方法

ア 配布期間

令和5年5月29日（月）から令和5年6月12日（月）までの午前8時30分から午後5時まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

イ 配布場所 上記「(1) 担当部署」に同じ

ウ 配布方法 上記配布場所にて配布又は市公式ホームページに掲載（ダウンロード可）

## 4 参加表明等

「2 参加資格」に掲げる条件を全て満たし、本業務に参加を希望する場合は、下記の必要書類を提出すること。

なお、参加表明書の提出がない場合は、企画提案書を受け付けないものとする。

(1) 提出書類

ア 公募型プロポーザル参加表明書（様式1）

イ 会社概要書（様式2：別様にて資料がある場合は添付を認める）

ウ 業務実績書（様式3：別様にて実績がわかる資料がある場合は添付を認める）

エ 次に掲げる添付書類

- ・法人にあつては、履歴事項全部証明書（商業・法人登記）
- ・商号登記をしている個人にあつては、履歴事項全部証明書（商号登記）
- ・商号登記をしていない個人にあつては、身分証明書の写し
- ・直近の決算年度の財務諸表（貸借対照表、損益計算書）（写し可）
- ・直近年の納税証明書

※証明書等については、提出日より3ヶ月以内に発行したものに限り。

オ ア～エに掲げるもののほか、必要と認められる書類

(2) 提出部数

各1部

- (3) 提出方法  
持参又は郵送により提出。  
※郵送の場合は、提出期限までに必着。郵便事故については参加者の責任とする。
- (4) 提出期限  
令和5年6月12日（月） 午後5時  
持参の場合は、午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- (5) 提出先  
「3 プロポーザルの手続等」の「(1) 担当部署」に同じ。
- (6) 参加の承認  
参加承認の可否については、令和5年6月16日（金）までに、参加表明書に記載された担当者メールアドレスに電子メールで通知する。

## 5 質問書の受付及び回答

本業務に関して質問がある場合は、質問書（様式4）により提出すること。

※口頭による質問の受付は行わない。

- (1) 提出期間  
令和5年5月29日（月）～6月8日（木） 午後5時
- (2) 提出方法  
電子メールによる提出とする。  
※通信事故については、市では責任を負わないので、必要に応じて電話での受付確認を行うこと。
- (3) 提出先  
「3 プロポーザルの手続等」の「(1) 担当部署」に同じ。
- (4) 回答方法  
令和5年6月13日（火）までに、電子メールにより参加表明書提出者全員に回答する。
- (5) 辞退届について  
参加表明後、質問の回答内容によって辞退する場合は令和5年6月16日（金）までに辞退届を提出すること。

## 6 企画提案

「奥州湖周辺エリア活用整備構想」の業務内容を踏まえ、下記の要領で企画提案書を提出すること。なお、提出された書類は返却しないものとする。

- (1) 提出書類
- ア 企画提案書提出届（様式5）
  - イ 企画提案書（任意様式 表紙を除いて15ページ以内とする。）
    - ・ A4版サイズ・左綴じ・文字サイズは10ポイント以上とする。
    - ・ 1事業者1案として、PRしたいポイントや提案趣旨などを、簡潔にわかりやすく記載し、意思表示は明確にすること。
    - ・ 提出を求めている資料を添付するなど、過大なものにならないようにすること。
  - ウ 実施体制調書（様式6）
  - エ 見積書（任意様式）

A 4版で様式は自由だが、業務名と見積金額（税込）、積算内訳を記入すること。

※1-(4)に示した委託料の予算額内とする。

(2) 提出部数

提出書類については、下記の部数を提出することとし、電子データも併せて提出すること。  
アのみ1部提出。

イ～エを1部として整理し、7部提出。

※エについては、正本1部のみ社印を押印し、残り6部は複写可。

(3) 提出方法

持参又は郵送により提出。

※郵送の場合は、提出期限までに必着。郵便事故については参加者の責任とする。

(4) 提出期限

令和5年6月26日（月）午後5時

持参の場合は、午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

なお、提出期限までに企画提案書の提出がない場合は、辞退したものとみなす。

(5) 提出先

「3 プロポーザルの手続等」の「(1) 担当部署」に同じ。

## 7 委託予定者の選定方法

(1) 選定方法

委託予定者の選定は、「奥州湖周辺エリア活用整備構想策定業務公募型プロポーザル方式審査委員会（以下「審査委員会」という。）」の審査において、次により決定する。なお、審査は非公開とする。

ア 企画提案のプレゼンテーションを「8 プレゼンテーションの実施」により行う。

イ プレゼンテーションの内容を評価し、「奥州湖周辺エリア活用整備構想策定業務プロポーザル評価基準」に基づき審査する。

ウ 「奥州湖周辺エリア活用整備構想策定業務プロポーザル評価基準」の評価点が最も高く、見積書の額が「1 業務の概要」の「(4) 委託料の予算額と契約行為」に定める価格以下であった場合、委託予定者として選定。

ただし、「1 業務委託の概要」の「(4) 委託料の予算額と契約行為」に定める価格以上の額であった場合は、評価点が次点の企画提案者を委託予定者として選定する。

エ 最高点の企画提案者が複数であった場合は、審査委員会の議決により、委託予定者を決定する。

オ 合計得点が総得点の5割を下回るときは、選定の対象としない。

(2) 評価項目及び評価内容

別表1のとおり

## 8 プレゼンテーションの実施

(1) 実施日時（予定）

令和5年7月5日（水）

(2) 実施場所

奥州市内で市が指定する場所

※オンライン会議ツール等で実施する場合がある。

(3) 実施時間

1 事業者につき30分程度とする。

プレゼンテーションを20分以内とし、その後、質疑応答を10分程度設ける。

※プロジェクター使用の場合は市で準備するが、パソコン等の機器は持参すること。

(4) その他

ア プレゼンテーションは、その内容を非公開とし、全て録音するものとする。

イ プレゼンテーションは、企画提案書で提出された資料をもとに行うこととし、追加提案の説明や追加資料の配布はできないものとする。

ウ プレゼンテーション及び質疑への回答は、本業務を受託した場合に実際に業務を担当し責任を持つ者が行わなければならない。

エ 同席者は、2名まで認める（説明者とあわせて3名までとする。）。

オ 2事業者以上から企画提案書の提出があった場合、プレゼンテーションの順番は、企画提案書の提出順とする。

## 9 企画提案者の失格

企画提案者が次のいずれかに該当する場合は、これを失格とする。

- (1) 「2 参加資格」の条件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性に損害を与える行為があった場合
- (4) 企画提案者が、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合
- (5) 企画提案にあたり著しく信義に反する行為があり、審査委員会が失格と認めた場合

## 10 企画提案に関する経費

当該プロポーザルの企画提案に関する必要経費は、すべて企画提案者の負担とする。

## 11 審査結果の通知

審査委員会の審査結果に基づき、すべての企画提案者に、その審査結果を書面により通知する。

## 12 審査結果の公表

当該業務等に係る委託予定者選定後、公募型プロポーザル方式による委託予定者決定に係る過程の公正性、透明性及び客観性を確保するとともに、市民に対する説明責任を果たすため、市公式ホームページや広報等を活用して審査結果等を公表するものとする。

- (1) 公表する事項は、次に掲げるものとする。

ア 業務等名称

イ 選定した候補者の名称及び住所

ウ 参加者の名称（五十音順に記載）

エ 参加者の得点（点数順に記載。ただし、参加者が2者の場合、次点者の得点は、公表しない。）

オ 所管課の名称

カ その他実施要領で定めた公表事項

- (2) 契約の締結又は委託予定者の選定に至らなかったときは、その旨を公表するものとする。  
なお、前項に定める事項は、原則として公表するものとする。ただし、再度の募集を行う場合など、公表することにより、以降の手續に支障が生ずるおそれがあるときは、公表しないことができる。
- (3) 委託予定者の選定に係る情報の開示請求等については、奥州市情報公開条例（平成18年条例第17号）第7条各号に掲げる非開示情報を除き、原則開示するものとする。なお、開示対象文書及び開示基準については、別表2のとおりとする。

### 13 契約の締結

委託予定者と本市が協議し、業務委託に係る仕様を確定させたいうで、契約を締結する。仕様書の内容は、提案された内容が基本となるが、委託予定者と本市との協議により、必要に応じて内容を変更したうで契約を締結するため、契約金額が見積額と同じになるとは限らない。  
また、委託予定者との協議が整わなかった場合は、次位の事業者と同様の協議を行う。

### 14 その他

#### (1) 業務の再委託

受託者は、やむを得ない事由があるときは、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面で本発注者の承諾を得なければならない。

#### (2) 著作権の処理等

本業務の成果品は、画像等著作権上の権利関係の帰属を済ませた上で納入すること。

また、それらに関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応するものとし、発注者は責任を負わない。

#### (3) 通信事故について、発注者は一切の責任を負わないものとする。

【別表 1】

「奥州湖周辺エリア活用整備構想」策定業務

1 審査項目及び評価内容

審査項目	評価内容	配点	小計
(1) 業務の実施体制等	配置人員・体制など ・担当者の数（配置状況） ・市担当者との連絡体制	／10	／25
	・業務を遂行するに有効な類似事業の実績はあるか	／15	
(2) 企画提案書	<b>市内全域での基本的な方向性の整理に基づく、奥州湖周辺エリアと市内外の周辺エリアとの連携したアウトドアアクティビティの活用策の構築</b>		／50
	・アウトドアアクティビティの活用推進における市内全域での基本的な方向性が整理され、それに基づいた奥州湖周辺エリアの位置づけを見据えた提案となっているか。	／15	
	・奥州湖周辺エリアにおける焼石連峰登山、ウォーターアクティビティ、市内外周辺エリアとの連携したサイクルツーリズムなどのアウトドアアクティビティの活用策を見据えた提案となっているか	／10	
	<b>奥州湖交流館（カヌー競技別トレーニングセンター）の再整備方針</b>		
	・カヌー競技のトレーニング機能を備えた再整備の方向性を見据えた提案となっているか。	／5	
	・奥州湖周辺エリアにおけるウォーターアクティビティの拠点施設としての方向性が整理され、周辺関連施設の利活用を見据えた提案となっているか	／10	
	<b>その他独自の提案事項</b>		
・仕様書に示された事項以外に、当市にとって有益な独自の提案があるか	／10		
(3) プレゼンテーション	プレゼンテーション能力 ・業務の理解度、分かりやすさ ・提案内容を明確に説明しているか	／5	／15
	業務への熱意 ・市の地域活性化について、どのような考え、思いをもっているか	／10	
(4) 見積書	・業務遂行における適切な積算根拠に基づく見積となっているか	／10	／10
合 計			／100

2 各評価項目の評価ランク及び係数

AからEの5段階評価とし各評価項目の配点に評価係数を乗じて得た額を評価点とする。

評価ランク	評価視点	評価係数
A	非常に優れている／高度の能力を有している	1.0
B	優れている／十分な能力を有している	0.8
C	平均的である	0.6
D	やや劣っている／能力が若干乏しい	0.4
E	非常に劣っている／能力がない	0.2

【別表 2】

開示対象文書及び開示基準

【凡例】 ○：開示、△：部分開示（※1）、×：非開示

開示対象文書の名称		開示基準	
		候補者選定前	候補者選定後 (辞退者を除く)
事業提案に関する書類	参加表明書	×	○
	企画提案書	×	△
	実施体制調書	×	△
	見積書	×	△
法人等の資格に関する書類	会社概要書	×	○
	登記事項証明書等	×	○
	業務実績書等	×	△
	財務諸表、納税証明書等	×	△
仕様書、募集要領		○	○
事業者を選定するための評価項目、配点等		○	○
審査結果、採点表等		×	△
審査委員会	委員名簿	×	○
	議事内容の記録	×	△

※1 「△：部分開示」とは、条例第7条各号に規定する非開示情報を除く情報を開示することをいう。

※2 提案者から非開示を求める部分がある場合には、事前に具体的な理由を記載した文書の提出を求めるものとし、当該事由の該当の有無については、市において判断するものとする。

※3 審査結果、採点表等は、審査委員が特定できない形での開示とする。